

流域治水協議会と大規模氾濫に関する減災対策協議会 今後の進め方

1. 今後の進め方

緊急行動計画に含まれていた避難や水防対策については、引き続き、減災対策協議会において「地域の取組方針」の作成・フォローアップを実施すると共に、これを各河川で進められている「流域治水プロジェクト」に位置づけることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。

大規模氾濫減災協議会

緊急行動計画 H28～R2(5か年) ⇒ R3～R7(5か年)

※未達成のものは要因を分析し、流域治水プロジェクトとして位置づける

地域の取組方針

危機管理型ハード対策等

R2概ね完了

避難・水防対策

避難計画、防災教育、水位情報の強化、
水防体制の充実など

水防災意識社会再構築協議会における地域の取組方針を流域治水プロジェクトのソフト施策(被害をできるだけ防ぐ、減らすための対策)として位置づける。

流域治水協議会

流域治水プロジェクト(R3～)

R3以降

氾濫をできるだけ防ぐ・減らす
ための対策

【洪水氾濫対策】

堤防整備、河道掘削、調節池整備、水閘門改築、
江戸川分派対策等

【内水氾濫対策】

排水施設の整備、公共施設の耐水化等

【流出抑制対策】

条例等に基づく流出抑制対策の指導・雨水貯留
浸透施設整備の支援充実、水田貯留、雨水貯留
施設の整備等

被害対象を減少させる
ための対策

【土地利用や住まい方に関する対策】

高台まちづくりの促進
住まいの安全性向上のための制度の充実等

被害の軽減、早期復旧・復興
のための対策

【水災害リスク情報の充実

ハザードマップの整備等

【避難体制等の強化】

要配慮者利用施設の避難確保計画策定促進

マイ・タイムライン等の普及促進

一時避難場所の整備・避難訓練の実施等

【早期復旧の体制強化】

自治体職員を対象とした水防活動訓練等の実施等

2. 国からの提案事項

「流域治水協議会」と「減災対策協議会」の共同開催に向けた調整を実施する

◆ 現状

- 現在、江戸川河川事務所管内においては、「流域治水協議会」と「減災対策協議会」を別途開催している状況となっているが、内容的に共通する点が多いことや構成員である地方公共団体が双方で被っているところも有り。
※ 流域治水協議会・減災対策協議会共に、「江戸川流域」と「中川・綾瀬川流域」については、既に共同開催で対応中。

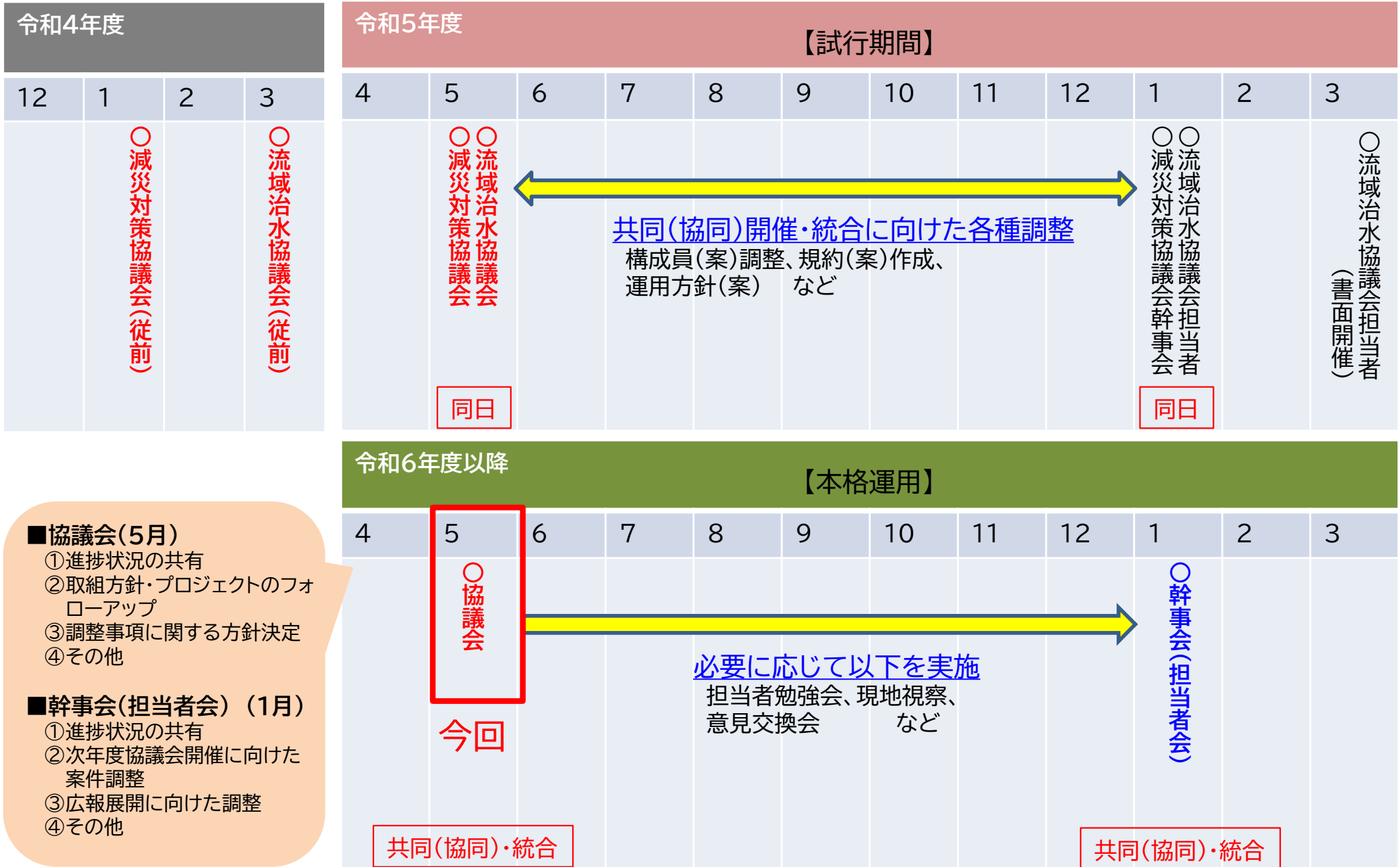
◆ 国の通達等※の内容

- 令和3年度中に「地域の取組方針」を見直すと共に「流域治水プロジェクト」にも反映すること
- 協議会の運営については、流域治水協議会などと構成員や協議事項の相違に留意したうえで、同日開催とするなど、**効率的な実施**を図られたい
- 今後の大規模氾濫減災協議会では、避難・水防対策(ソフト対策)を協議することを想定
※ 令和3年5月18日付け国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川計画調整室長等通知

◆ 今後の対応

- 今後、特定都市河川指定に伴う「流域水害対策協議会」も新たに設置される見込み。
- 協議会出席に係る地方公共団体等の負担軽減、及び流域治水プロジェクトとの整合を図る観点から、各協議会の関係性について整理を行った上で、「流域治水協議会」と「減災対策協議会」を**共同開催**としていきたい
- 令和5年度中の検討・調整をふまえ、**令和6年度から正式運用**を目指す

3. 今後の調整に向けたロードマップ（案）



- 協議会(5月)
 - ①進捗状況の共有
 - ②取組方針・プロジェクトのフォローアップ
 - ③調整事項に関する方針決定
 - ④その他
- 幹事会(担当者会) (1月)
 - ①進捗状況の共有
 - ②次年度協議会開催に向けた案件調整
 - ③広報展開に向けた調整
 - ④その他